

重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

1. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社ファーストイノベーション
主たる事務所の所在地	〒963-8002 福島県郡山市駅前一丁目 14-1 増子駅前ビル 5F
代表者(職名・氏名)	代表取締役 宇都 慎一
設立年月日	2016年 11月 1日
電話番号	024-954-6875

2. 事業所の概要

事業所名	くるーる訪問看護リハビリステーション
所在地	〒963-8011 福島県郡山市若葉町 16 番 11 号
電話番号	024-954-6977
管理者名	高橋 美和
サービス提供地域	郡山市、本宮市、須賀川市、二本松市、大玉村、三春町

3. 事業の目的

株式会社ファーストイノベーションが開設する、くるーる訪問看護リハビリステーション(以下「事業所」という)が行う訪問看護及び、介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定めます。この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、主治医が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、訪問看護職員が、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保険サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者・要支援者の生活の質の向上を図ることを目的とします。

4. 運営方針

事業の実施にあたっては、主治医の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものです。

事業を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施します。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関、地域包括支援センター、住民による自発的な行動による介護予防・訪問サービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者と密接な連携に努め、協力と理解の関係のもとに適切な運営を図るものとします。

5. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名（常勤）
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	3名（常勤） 0名（非常勤）
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	2名（常勤） 0名（非常勤）
作業療法士		0名（常勤） 0名（非常勤）
言語聴覚士		0名（常勤） 0名（非常勤）
事務職員		1名（常勤） 0名（非常勤）
	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	

6. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び夏季休暇、年末年始は除きます。	8時30分から17時30分 【24時間体制について】 営業時間外は、事業所電話番号に連絡を頂くと、担当者(当番制)に連絡が入るようになっています。

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

7. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
※訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問は、看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

8. サービス利用料及び利用者負担

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）
要支援のご利用者様

(2024.6.1～)

サービス内容	指定訪問看護(要介護者対象)					サービス提供時間/加算説明等	
	利用料 (10割)	利用者負担額			単位		
		(1割)	(2割)	(3割)			
訪問看護Ⅰ-1・時間内	3,030円	303円	606円	909円	303	1回につき 20分未満	
訪問看護Ⅰ-2・時間内	4,510円	451円	902円	1,353円	451	1回につき 30分未満	
訪問看護Ⅰ-3・時間内	7,940円	794円	1,588円	2,382円	794	1回につき 30分以上1時間未満	
訪問看護Ⅰ-4・時間内	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円	1090	1回につき 1時間以上1時間30分未満	
◆訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	2,840円	284円	568円	852円	284	リハビリ 20分	
◆訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)	5,680円	568円	1,136円	1,704円	568	リハビリ 40分(要支援：284単位×2)	
◆訪問看護Ⅰ-5・2超(PT・OT・ST)	4,260円	426円	852円	1,278円	426	リハビリ 60分(要支援：142単位×3)	
特別管理加算	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円	500	1か月につき1回算定 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的管理 する 内容によっていずれかを算定
	II	2,500円	250円	500円	750円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,540円	254円	508円	762円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護 (介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,020円	402円	804円	1,206円	402	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,010円	201円	402円	603円	201	
	30分以上	3,170円	317円	634円	951円	317	
長時間訪問看護加算		3,000円	300円	600円	900円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	I	3,500円	350円	700円	1,050円	350	新規に訪問看護を提供した場合、 区分変更(要支援→要介護、要介護→要支援)時に算定 退所日または退院日に看護師が初回訪問を行った場合 には、Iを算定
	II	3,000円	300円	600円	900円	300	
退院時共同指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行 い、その内容を文章により提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	I	6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	1か月につき1回算定(2024.7.1～)
	II	5,740円	574円	1,148円	1,722円	574	1か月に1回の算定(～2024.6.30)
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます						
深夜加算 (深夜22時～6時)							

◆…①療法師(PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士)の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄となります。
②理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者に訪問看護を行った場合は1回につき5単位減算されます(要支援のみ)。
※緊急時訪問加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

要介護のご利用者様

(2024.6.1～)

サービス内容		指定訪問看護(要介護者対象)				サービス提供時間/加算説明等	
		利用料 (10割)	利用者負担額				単位
			(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護Ⅰ-1・時間内		3,140円	314円	628円	942円	314	1回につき 20分未満
訪問看護Ⅰ-2・時間内		4,710円	471円	942円	1,413円	471	1回につき 30分未満
訪問看護Ⅰ-3・時間内		8,230円	823円	1,646円	2,469円	823	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4・時間内		11,280円	1,128円	2,256円	3,384円	1128	1回につき 1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)		2,940円	294円	588円	882円	294	リハビリ 20分
◆訪問看護Ⅰ-5(PT・OT・ST)		5,880円	588円	1,176円	1,764円	588	リハビリ 40分(要支援：294単位×2)
◆訪問看護Ⅰ-5・2超(PT・OT・ST)		7,950円	795円	1,590円	2,385円	795	リハビリ 60分(要支援：265単位×3)
特別管理加算	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円	500	1か月につき1回算定 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的管理 する 内容によっていずれかを算定
	II	2,500円	250円	500円	750円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,540円	254円	508円	762円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者に訪問看護 (介護予防含む)を行った場合に算定 ※ご利用者またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,020円	402円	804円	1,206円	402	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,010円	201円	402円	603円	201	
	30分以上	3,170円	317円	634円	951円	317	
長時間訪問看護加算		3,000円	300円	600円	900円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	I	3,500円	350円	700円	1,050円	350	新規に訪問看護を提供した場合、 区分変更(要支援→要介護、要介護→要支援)時に算定 退所日または退院日に看護師が初回訪問を行った場合 には、Iを算定
	II	3,000円	300円	600円	900円	300	
退院時共同指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行 い、その内容を文章により提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	I	6,000円	600円	1,200円	1,800円	600	1か月につき1回算定(2024.7.1～)
	II	5,740円	574円	1,148円	1,722円	574	1か月に1回の算定(～2024.6.30)
ターミナルケア加算		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	2500	死亡月につき1回算定(※要介護のみ)
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)		ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます					
深夜加算 (深夜22時～6時)							

◆…①療法師(PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士)の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄となりま
※緊急時訪問加算・特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

9. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- (3) 指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的、少なくとも概ね3か月に1回程度の提供とさせていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

10. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を書面にて記載します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

11. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、医療保険制度に基づく金額になります。
- (3) 医療保険対象外の実費は、全額自己負担となります。
- (4) 利用者負担金は、毎月27日にご指定の金融機関の口座から引落となります。口座引き落とし以外をご希望の方は、ご相談ください。
- (5) 死後の処置は、保険対象外のため1回10,000円を徴収致します。

12. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

ステーション名:くるーる訪問看護リハビリステーション 連絡先:024-954-6977

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、前日17:30までにご連絡ください。

担当者が利用者の自宅に到着した際不在であればキャンセル料として、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセル料:2,000円

13. 秘密保持

事業所及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、訪問看護計画の作成や市町村の実施する保険福祉サービスの連携をするにあたり、関係者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

14. 緊急時等における対応方法

緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師、利用者と確認し事業を開始するものとします。

訪問看護職員は、事業実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講ずるものとします。かかりつけの医師と連絡ができない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとします。

訪問看護職員は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

15. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	024-954-6977	FAX番号	024-954-6980
担当者	管理者 高橋 美和		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者を引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	郡山市介護保険課	電話番号:024-924-3021
	福島県国民健康保険団体連合会	電話番号:024-528-0040
	福島県運営適正化委員会	電話番号:024-523-2943

16. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止のため次の措置を講じるものとします。

- ・虐待を防止するための訪問看護職員に対する定期的な研修の実施
- ・虐待防止のための指針の整備
- ・虐待防止対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問看護職員に周知徹底を図ること
- ・虐待防止に関わる措置を適切に実施するための担当者は管理者と定める
- ・その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、事業の提供中に、訪問看護職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

17. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者へ指定訪問看護を提供中事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うと共に、適切な対応をいたします。当事業所は、利用者へ指定訪問看護を提供中賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

18. 第三者評価実施の有無

提供するサービスの第三者評価については実施していません。

19. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、健康保険法等に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

年 月 日

【説明確認欄】 私は以上のとおり重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

<利用者> 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

【説明確認欄】 以上のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

<事業主> (事業者)

住 所 福島県郡山市駅前一丁目 14-1 増子駅前ビル 5F

事業者名 株式会社ファーストイノベーション

代表者 代表取締役 宇都 慎一 (印)

(事業所名)

住 所 福島県郡山市若葉町 16 番 11 号

事業所名 くるーる訪問看護リハビリステーション

管理者名 高橋 美和

説明者 氏 名 _____ (印)